

★ 漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第四十号）（人事課）

一 改正の要旨

漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例 広島県の海の管理に関する条例	地方自治法施行令の改正を踏まえた関係規定の整備 漁業法の改正に伴う規定の整備 水産資源保護法の改正に伴う引用条項の整理

二 施行期日

令和二年十二月一日

★ 肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第四十一号）（財政課）

一 改正の要旨

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整理した。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県手数料条例 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例	引用する法律の題名及び引用条項を整理
住民基本台帳法施行条例	引用する法律の題名を整理

二 施行期日

令和二年十二月一日

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（業務プロセス改革課）

一 改正の理由
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の向上に資する事務を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容
 県独自の事務として、次の表の上欄に掲げる執行機関が行う同表下欄に掲げる事務を追加した。

執行機関	事務
知事	高等学校の専攻科及び中等教育学校の後期課程の専攻科（以下「専攻科」という。）のうち私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
知事	専攻科のうち私立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち国公立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	専攻科のうち公立のものにおける修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

三 施行期日

令和二年十月十二日

★ 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（財政課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例に係る規定が整理されたことを踏まえ、これに準拠して定めている税外債権に関する延滞金の割合の特例に係る規定を整理するため、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例について必要な改正を行った。
- 2 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例に準拠して延滞利息の割合を定めている広島県高等学校等奨学金貸付条例についても、同様に延滞利息の割合の特例に係る規定を整理した。

二 施行期日

令和三年一月一日

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（財政課）

一 改正の要旨

家畜改良増殖法等の一部改正に伴う引用条項の整理など、必要な改正を行った。

1 家畜改良増殖法の改正に伴う引用条項等の整理

2 家畜伝染病予防法施行規則の改正に伴う用語の整理

3 覚せい剤取締法の改正に伴う用語の整理

二 施行期日

令和二年十月十二日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
一 食品衛生に関する条例に基づく事務のうち、魚介類又は魚肉ねり製品の行商業等の営業施設の認定等		広島市、呉市及び福山市
二 かきの処理をする作業場に関する条例に基づく事務のうち、かきの処理をする作業場に係る設置の許可等		広島市、呉市及び福山市

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

令和三年六月一日

★ 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）
（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

食品衛生法の一部が改正され、営業の施設の基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとされたことに伴い、基準を改正するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年六月一日

★ 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

職業能力開発促進法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、専門課程の職業訓練の基準に訓練の実施方法を追加した。

二 施行期日

令和二年十月十二日から施行し、令和二年九月一日から適用する。

★ 広島県宮鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（
道路河川管理課）

一 改正の要旨

道路法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

道路法等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

★ 食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（条例第四十九号）（食品生活衛生課）

一 廃止の要旨

食品衛生法の一部が改正され、これまで県独自の規制を行ってきた業種の事業者について、同法に基づく規制が行われることとされたことなどを踏まえ、次の条例を廃止した。

1 食品衛生に関する条例

2 かきの処理をする作業場に関する条例

二 施行期日等

1 施行期日

令和三年六月一日

2 経過措置

この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の食品衛生に関する条例に基づく認定及びかきの処理をする作業場に関する条例に基づく許可を受けている者について、必要な経過措置を設けた。